

「行財政改革重点期間」2年目

平成17年度一般会計予算37億69万6千円

第1回町議会定例会

平成17年第1回
南富良野町議定会
定例会が3月10日か
ら18日まで開催さ
れ、町長から行政報告、代
表監査委員から監査報告、
議会運営委員長および総務
長より所管事務報告、行財
政改革等特別委員長より中
間報告、伊藤健議員から一
般質問が行われました。

計予算

歳入歳出それぞれ3億3,281万6千円としました。

◆老人保健特別会計予算

歳入歳出それぞれ4億1,387万9千円としました。

◆介護保険特別会計予算

歳入歳出それぞれ2億8,687万9千円としました。

◆介護サービス事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ2億6,397万6千円としました。

◆簡易水道事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ1億7,621万7千円としました。

◆公共下水道事業特別会計予算

歳入歳出それぞれ2億21万6千円としました。

◆一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ4,917万7千円を減額し、総額40億2,175万5千円となりました。

◆国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ3,217万4千円を追加し、総額3億7,023万9千円となりました。

◆老人保健特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ2,100万円を減額し、総額4億8,307万9千円となりました。

◆介護保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ1,163万3千円を減額し、総額1億8,890万3千円となりました。

◆介護サービス事業特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ2,337万5千円を減額し、総額2億5,078万9千円となりました。

◆公共下水道事業特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ1,187万5千円を減額し、総額1億8,792万9千円となりました。

平成17年度一般会計予算、条例の改正など町長提出議案25件が審議に付された結果、それぞれ原案のとおり可決し閉会しました。

本定例会で審議された議案は次のとおりです。

平成17年度予算

◆一般会計予算

歳入歳出それぞれ37億69万6千円としました。

◆国民健康保険事業特別会

に改められ、また「土地登記簿」と「建物登記簿」の名称がいずれも「登記簿」に改められたことに伴い、固定資産税に関する条例における記述について同様に改正されました。

◆町立高等学校の授業料等徴収条例
道立学校の改定前の授業料に準じて設定している南富良野高等学校の授業料について、平成17年4月から道立学校授業料が改定される見込みとなったことから、「年額108,000円」を「年額111,600円」と

するよう改正されました。

◆公民館条例

社会教育法の改正により、公民館運営審議会の設置が任意とされたことから、行財政改革の一環として、平成17年度より公民館運営審議会を廃止するよう改正されました。

◆町立介護サービス施設設置条例

デイサービスセンターに通所させることができる定員「1日概ね18人」を、平成17年度から「1日25人」とするよう改正されました。

◆農業雑用水施設設置条例

農業用水の確保が不便な地区を解消するため、町内27カ所に設置している井戸施設のうち、「字幾寅1912番地1」の井戸を「字幾寅1950番地1」に移設したことから、本条例の一部が改正されました。

◆簡易水道事業給水条例

簡易水道事業特別会計の健全運営を図るため、平成14年度より3年毎に見直しを行っている水道料金について、平成17年4月からの基本料金を17%、超過料金を39%値上げするよう改正されました。

条例の制定

◆訪問介護利用者負担の助成に関する条例

介護保険法の改正に伴い、訪問看護（ホームヘルプサービス）の利用者のうち、所得税非課税世帯に属している身体障害者の方に対する利用者負担の一部助成が、平成18年3月31日まで延長されることから、訪問看護及び通所看護利用者負担の助成に関する条例を廃止し、本条例が制定されました。

条例の改正

◆農業委員会委員定数条例

農業委員会等に関する法律の改正により、委員の下限定数が廃止されたことから、次の一般選挙からの定数を10人から6人に減員するよう改正されました。

◆職員の育児休業等に関する条例

平成16年2月開催の第1回臨時会において、職員に支給する期末勤勉手当の支給率を「期末手当」と「勤勉手当」に区分したことに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、育児休業をしている職員のうち、手当支給基準日以前の6カ月以内に勤務した期間がある職員には、期末手当のほか勤勉手当も支給するよう改正されました。

なお、育児休業期間中における給与は、従来どおり支給されません。

◆中小企業経営安定特別資金貸付基金の設置及び管理運営に関する条例
町内商工業者の運転資金として、町が1企業につき500万円・6カ月以内を上限に貸付ける本条例が、平成17年3月31日で失効することから、さらに平成20年3月31日までの3カ年間、貸付制度を延長するよう改正されました。

◆町税条例
不動産登記法などの改正により「登記簿の謄本」の名称が「登記事項証明書」

なお、用途別の水道料金など詳しくは、広報3月号10ページをご覧ください。

その他の議決

◆財物事故に関する和解及び損害賠償について

平成16年12月7日に発生した交通事故に関し、損害賠償の額並びに和解について、地方自治法の規定により議決されました。

◆固定資産評価審査委員会委員の選任について

平成17年5月23日をもって任期満了となる上野達郎氏幾寅を引き続き選任することについて同意されました。

意見書の可決
議員から提出された次の意見書案について審議が行われた結果、原案のとおり可決されました。

所得税等の定率減税縮減・廃止に反対する意見書

北海道社会貢献賞（自治功労者）表彰

佐々木 薫さん

永年にわたり町議会議員として本町自治の発展に尽力されている佐々木薫さん（幾寅）が、2月14日に北海道社会貢献賞（自治功労者）を受賞されました。

同氏は、昭和50年5月、町議会議員に初当選して以来29年の永きにわたり、円滑な議会運営に力量を発揮され、副議長や産業常任委

員長、総務常任副委員長を歴任され、卓越した政治手腕と地方自治への振興発展に寄与した功績が認められました。

表彰状の伝達式は、3月8日に役場町長室で行われ、上川支庁地域政策部中村部長から同氏に表彰状と記念品が伝達されました。



春の全国交通安全運動
4月6日から4月15日まで

ストップ・ザ・交通事故死
～めざせワーストワン返上～

重点目標
子どもと高齢者の交通事故防止
速度上昇に伴うスピードの出し過ぎ防止
シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

平成16年11月30日
**交通事故死ゼロ
1,200日達成**

町交通安全協会（渡辺龍幸会長）が、交通事故死ゼロ1,200日達成の記念として、各町内で活用いただく「回収用袋」360個を作製し配布しました。また、2月23日に北海道知事から町に、交通死亡事故の抑止と交通安全の推進に寄与したとして感謝状が授与されました。